



福岡市障がい者インターンシップ事業

福岡市では、職場実習の場を提供することによる就労支援（障がい者インターンシップ事業）を行っており、福岡市立特別支援学校高等部で就労を希望している生徒も、1～2年生を中心に毎年実習を行っています。今年度は10名の生徒が実習を行い、福岡市発達教育センターでも、10月に4名（1年生3名、2年生1名）が5日間実習を行いました。

実習初日の作業内容は右の表のとおりとなっています。インターンシップが初めての实習という生徒が多く、実習中の目標はあいさつ・返事・言葉遣いに関するものがほとんどです。実際、実習初日はあいさつ・返事の声が小さいのですが、朝礼・終礼前の練習や職員の様子をみて、最終日には自信をもって行うことができました。また言葉遣いについての課題にも気づくようになりました。

また仕事をする中で、作業の正確性や集中力、意欲について評価をします。今回の作業では切手貼り、クリップ止めが初めてということでしたが、積極的に練習を行うなど意欲的に仕事をすることができました。

そして、どの生徒にも課題になるのが報告・連絡・相談です。作業を終了した報告はできていても、分からないときや失敗したときなど、いつ・どのようなタイミングで担当者に質問や相談をしてよいのか判断することが難しいようです。連絡・相談の大切さや分からないときにはすぐに聞くことが大切であると繰り返し伝えると、意識するようになり、少しずつできるようになりました。

実習のようす



↑ 紙折り



↑ 資料の帳合い



↑ 除菌



↑ 清掃

インターンシップの一日

（実習初日）

- 9:45 出勤 着替え 挨拶練習
- 10:00 職員への挨拶 出勤簿記入 朝礼
- 10:20 紙折り(A3サイズを二つ折り)
- 10:50 文書発送業務
(封筒のラベル貼り、書類のクリップ止め、封入、切手貼り)
- 11:50 手洗い 机拭き 除菌
- 12:00 昼食
- 13:00 文書発送業務(ラベル貼り)
- 13:30 清掃(館内モップ掛け等)
- 14:45 文書発送業務
(ラベル貼り、ゴム印押し)
- 15:45 実習簿記入 着替え 退勤簿記入
- 16:00 退勤



このような実習を行うことによって、生徒の良い所や課題が少しずつ見えてきます。生徒本人がそのことを実感することにより、就労へ向けた準備を積極的に行うことができるようになります。また実習をやり遂げたことが生徒にとって一番の自信になります。実習をやり遂げるためには働く意欲や体力が必要になりますのでご家庭や学校で支援をしていくことが大切です。

インターンシップをきっかけに本人の頑張りやご家庭や学校での支援を受け、企業・事業所への就労につながった生徒も多くなります。実習生の皆様の今後のご活躍に期待しています。

働きたい方・働いてる方を支援する

就労支援機関 のご紹介



詳しくは各支援機関のホームページをご覧ください。

障がいのある方で働きたい方や働いている方、また離職を考えている方のために就労支援機関が設置され、障がい者一人ひとりの特性に配慮した支援を行っています。今回は、福岡市内に設置されている就労支援機関をご紹介します。

特別支援学校高等部生徒で就労を希望する生徒は、高等部3年次にハローワークへ求職登録をします。他の支援機関については、企業の要望や学校と生徒・保護者の話し合いなどで必要となった場合は登録をし、卒業後のスムーズな職場定着支援ができるように取り組んでいます。また、卒業後でも支援が必要な時にご本人・保護者の要望で相談・登録ができます。なお相談・支援は無料となっています。(別途費用がかかる場合があります。)

ハローワーク

インターネットで障がいのある方のための求人検索ができます。

就職を希望する障がい者を対象として、障がいの状況、技能、知識、適性、希望など綿密な相談のうえ、職業相談及び職業紹介を行っています。なお、障がい者を試行的に雇用することによって、事業所と障がい者相互の理解を深め、障がい者雇用の機会を拡大することを目的としたトライアル雇用事業も行っています。(要件あり)

福岡中央 TEL(712)8609 44#

福岡東 TEL(672)8609 42#

福岡南 TEL(513)8609 44#

福岡西 TEL(881)8609 42#

福岡障害者職業センター

就職や職場復帰を目指す障がいのある人(手帳のない人を含む)、障がい者雇用を検討している又は雇用している事業主に対して、ハローワークなどの関係機関と連携しながら支援を行います。なお、障がいのある人への支援は次のとおりです。

- ・相談・職業評価 障がいのある人の特性を整理し、相談を通じて必要な情報提供等を行いながら、就職、職場定着に向けた支援プランを提案します。
- ・ジョブコーチ支援 障がいのある人の職場適応を図るため、職場にジョブコーチが出向き、特性を踏まえた直接的、専門的な支援を行います。
- ・職業準備支援 講習や作業体験等を通じて就職に向けた準備を支援します。
- ・リワーク支援 うつ病等による休職者の円滑な職場復帰に向けた支援を行います。

[窓 口] TEL(752)5801 FAX(752)5751 ホームページ <https://www.jeed.go.jp>

福岡市障がい者就労支援センター

[内 容] 障がい者の就労や職場定着を促進するため、本人、家族及び障がい者就労移行支援事業所等の関係機関や企業からの相談に応じるとともに、職場で直接仕事の内容などをわかりやすく指導するジョブコーチを派遣して、就労面と生活面の双方から総合的に支援します。

[対 象 者] 15歳以上の障がい者、その家族、特別支援学校や施設の人、事業主

[窓 口] 福岡市障がい者就労支援センター TEL(711)0833 FAX(711)0834

ホームページ <http://fc-jigyoudan.org/syuro>

障害者就業・生活支援センター

「障害者就業・生活支援センター野の花」センター長 古川 慎太郎氏を福岡市立特別支援学校進路研究会にお迎えし、障害者就業・生活支援センターの役割と学生に対する支援についてお話しいただきましたのでご紹介します。



↑ 古川 慎太郎 氏

① 障害者就業・生活支援センターの役割



ナカポツ、ナカポツセンターと呼ばれています！

○ 障害者就業・生活支援センターとは

厚生労働省、都道府県から委託を受けた、社会福祉法人、特定非営利活動法人等が運営。福岡県13センター（保健福祉圏域ごとに設置）※ 全国336センター（令和3年4月）通称、ナカポツ、ナカポツセンターと呼ばれています。

○ 障害者就業・生活支援センター野の花



平成19年4月より社会福祉法人野の花学園が福岡市、糸島市を担当しています。

- 内容：企業就労を希望する障がい者の就労相談・就労支援、就労に伴う生活面の相談をハローワーク、障害者職業センター、医療機関、相談事業所等と連携して一体的に支援しています。
- 対象：企業就労するために支援が必要な方、職場定着のために継続的な支援が必要な方。職場復帰のために支援が必要な方など。 ※ 障害者手帳の有無は問いません。

■ ご利用 ～ 就労支援 ～

- ① 初回相談（原則、初回相談はセンターでお話しをお伺いします。）
- ② 登録（センターの支援を希望される場合は登録が必要です。）
- ③ 継続相談（相談を重ねながら希望や課題を整理します。）
- ④ 支援計画（コミュニケーション、体力作りなど仕事に必要な訓練等を提案します。）
- ⑤ 就職活動（ハローワークの職業相談、面接の同行など必要に応じて支援します。）
- ⑥ 職場支援（仕事の手順、同僚とのコミュニケーション、環境調整など支援します。）
- ⑦ 定着支援（職場訪問し仕事の困り事など会社と共有し長期的な視点で支援します。）



相談



面接同行

～ 生活支援 ～

仕事を継続するために必要な食事、服薬、体力維持、金銭管理、住まい、余暇の過ごし方など日常生活全般について助言します。必要に応じてサービス事業所等を情報提供します。

② 学生に対する支援

○ 卒業年次から企業就労に係る相談・支援（登録）が可能になりました。（令和3年4月）

卒業後すぐのタイミングではなく卒業して数年経過してからの相談、支援も可能です。

具体的な支援内容については就職活動の状況など学校進路、担任の先生方と打合せします。卒業年次は学生さんにとって大切な時期です。学生さんを尊重し学校を主体としたサポート体制を構築します。

■■■ 最後に ■■■

今後、障がい者の雇用は変わります。厚生労働省が障がい者就労支援の取り組みについて、福祉と労働分野の連携を進め、重度の方など今まで福祉施設でしか就労できなかった方でも働くことができるように制度の見直しを行っています。1人でも多くの方が、社会へ出ていろいろな体験をすることができ、希望を持っていただきたいと思っています。

ご利用について

相談・支援を受けることは無料（完全予約制）

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00

※土日祝も事前の予約があれば可能

※利用方法についてはセンターに直接ご連絡ください。

※実習中の交通費や昼食代等は自己負担になります。

※訓練施設では別途実費が必要となる場合があります。

住所：福岡市中央区天神 2-13-17

キャリアサポートセンター4階

地下鉄天神駅④番出口より徒歩約2分

西鉄福岡（天神）駅より徒歩約6分

連絡先：092-729-9987



特別支援学校高等部生徒の一般就労（企業就労）は「障がいのある方のための求人」の枠で採用いただいています。



★ 「障がいのある方のための求人」とは？

すべての事業主は従業員に対し、一定の割合で障がい者を雇用する義務があります。（障害者雇用率制度）現在は民間企業の場合、従業員数が43.5人以上であれば1人以上（従業員数の2.3%以上の割合）の障がい者を雇用することが求められ、一般求人とは別に「障がいのある方のための求人」の枠を設けて採用している企業が多くなっています。

★ 「障がいのある方のための求人」（障害者雇用率制度）の対象となる障がい者

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所有者



★ 最低賃金の保証 福岡県 870円（令和3年10月現在）

障がい者雇用ガイドブック

「実際の現場で活用できるガイドブック vol.2」ができました!!

障がい者雇用のためのノウハウを詰めた「実際の現場で活用できるガイドブック vol.2」を「夢ふくおかネットワーク」企業部会で作成いたしました。障がいのある方の職場に適応するための継続的なサポートと各種参考資料シートについて解説をしています。障がい者雇用のある企業・事業所の方だけではなく、教職員、保護者の方にもぜひご覧いただき、就労に向けての支援に活かしていただけたらと思います。福岡市発達教育センターのホームページに掲載していますのでぜひご覧ください。

■ ガイドブック vol.1

特別支援学校高等部生徒の採用までのステップや雇用についてQ&A方式で掲載



■ ガイドブック vol.2

職場に適応するための継続的なサポートや各種参考資料シートについて掲載



「夢ふくおかネットワーク」企業部会とは…福岡市発達教育センターを事務局として行政、企業、学校関係、保護者、関係機関、学識経験者と連携し、福岡市立特別支援学校高等部生徒の卒業後の就労を促進する活動を行っています。その下部組織として企業の方をメンバーとした企業部会を設置し、本ガイドブックを作成しています。

福岡市教育委員会 発達教育センター

福岡市中央区地行浜 2 丁目 1-6

【TEL】092-845-0015 【FAX】092-845-0025

【E-mail】yume_network@city.fukuoka.lg.jp

【HP】<http://www.fuku-c.ed.jp/schoolhp/hattatuc/>

「夢だより」についてのご感想、ご意見などをお寄せください。

